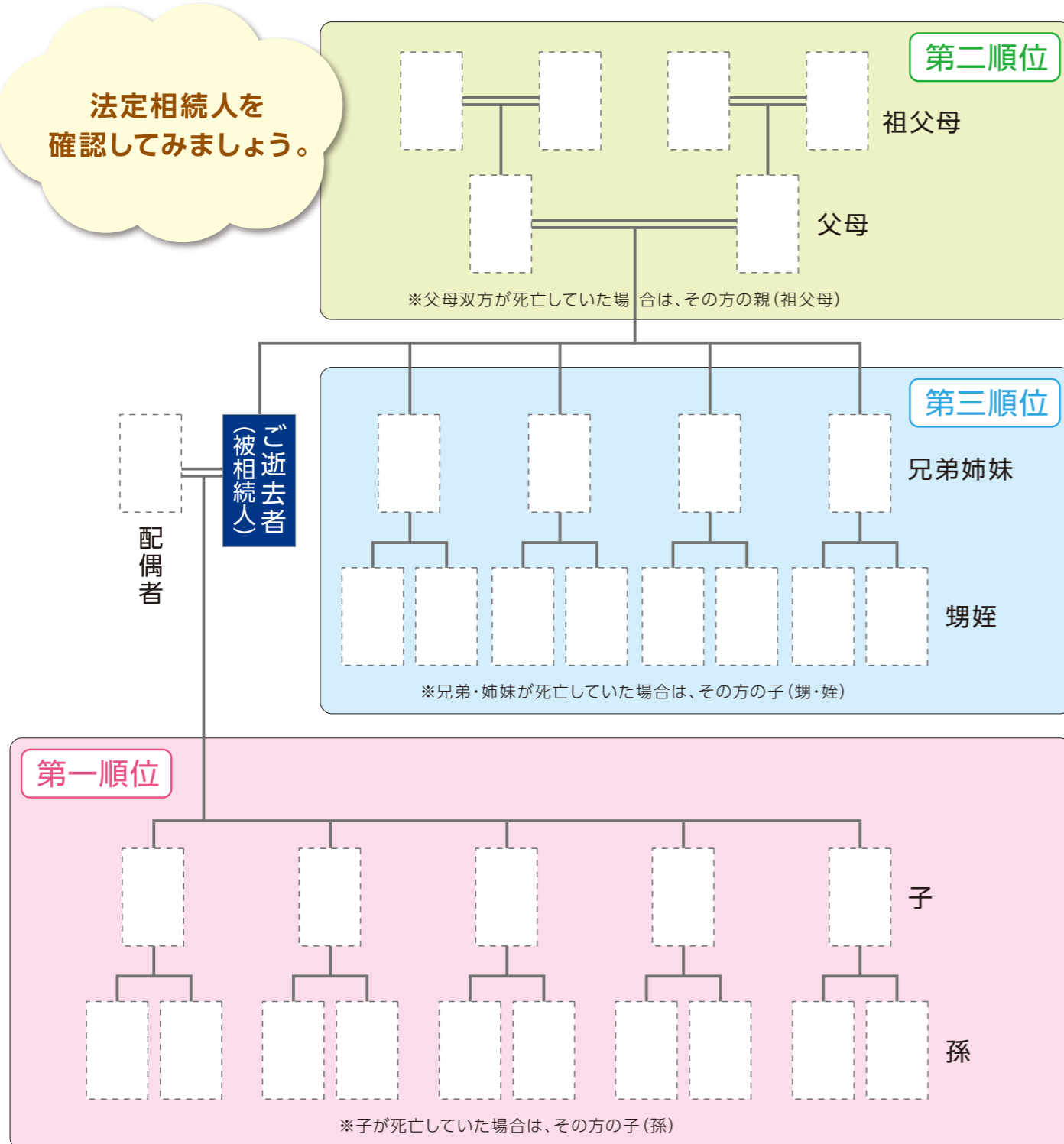


# 法定相続人の確認

- 配偶者は常に法定相続人となります。
- 第一順位の方がいらっしゃらなければ第二順位の方が、第一順位、第二順位ともにいらっしゃらない場合は、第三順位の方が法定相続人となります。

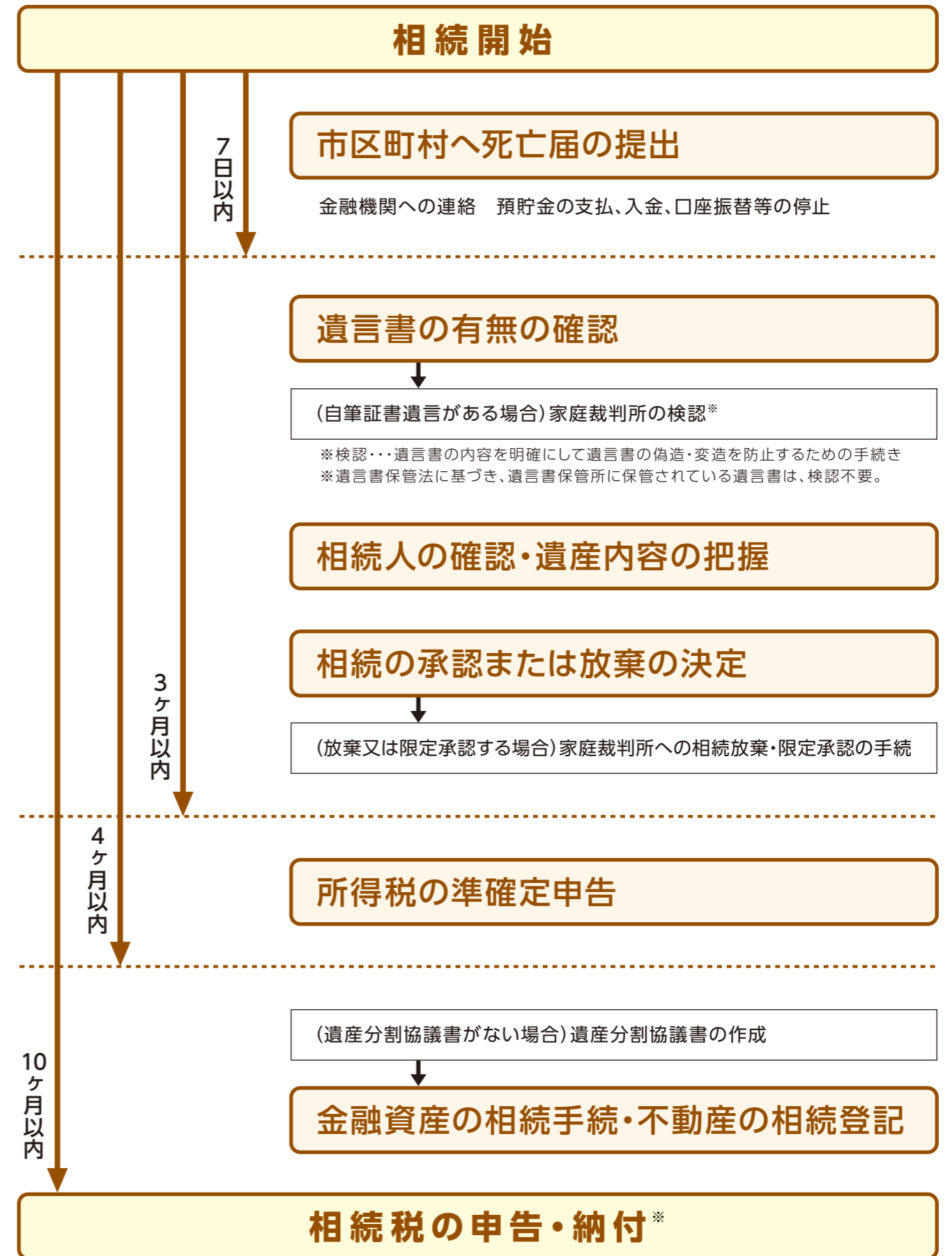
法定相続人を  
確認してみましょう。



# 相続お手続きガイド



## 相続開始からのスケジュール

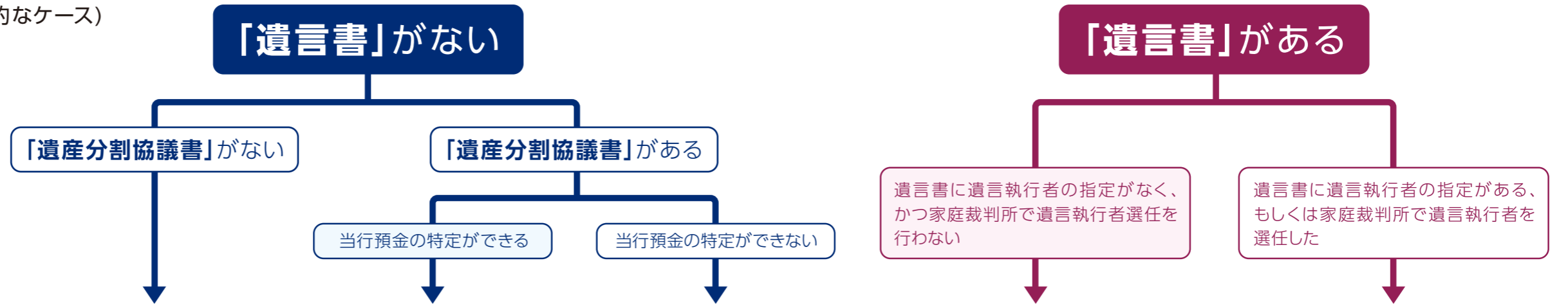


\*10ヶ月に間に合わない場合、各種税額軽減が受けられないことがあります。

# 相続手続きに必要な書類

●相続の形態による必要な書類(一般的なケース)

遺言書の  
有無等により、  
必要な書類が  
異なります。



| チェック                     | ご提出いただく書類      | 発行元 | ①                            | ②   | ③   | ④   | ⑤  |
|--------------------------|----------------|-----|------------------------------|---|---|---|--|
| <input type="checkbox"/> | 遺言書・遺産分割協議書等   | —   | 不要                           | 遺産分割協議書<br>(相続人全員の署名捺印および<br>印鑑証明書の添付があるもの) | 遺産分割協議書<br>(相続人全員の署名捺印および<br>印鑑証明書の添付があるもの) | [自筆証書遺言の場合]<br>・遺言書・家庭裁判所による検認調書(注2)<br>[公正証書遺言の場合]<br>・遺言書(謄本) | [自筆証書遺言の場合]<br>・遺言書・家庭裁判所による検認調書(注2)<br>[公正証書遺言の場合]<br>・遺言書(謄本)<br>(家庭裁判所で遺言執行者を選任した<br>場合は、遺言執行者選任審判書が必要) |
| <input type="checkbox"/> | 法定相続情報の証明書(注1) | 法務局 | 法定相続情報の証明書<br>(法定相続情報一覧図の写し) | 法定相続情報の証明書<br>(法定相続情報一覧図の写し)                | 法定相続情報の証明書<br>(法定相続情報一覧図の写し)                | 不要  | 不要   |
| <input type="checkbox"/> | 印鑑証明書          | 市町村 | 相続人全員                        | 相続人全員                                       | 相続人全員                                       | 遺言にもとづく遺産継承者全員  | 遺言執行者  |
| <input type="checkbox"/> | 亡くなられた方の戸籍謄本   |     | 不要                           | 不要  | 不要  | 死亡日が確認できる戸籍謄本<br>(法定相続情報一覧図も可)                                  | 死亡日が確認できる戸籍謄本<br>(法定相続情報一覧図も可)   |
| <input type="checkbox"/> | 相続手続依頼書        | 当行  | 相続人代表者1名の署名捺印                | 相続人代表者1名の署名捺印                               | 相続人代表者1名の署名捺印                               | 遺産継承者のうち代表者1名の署名捺印  | 遺言執行者の署名捺印   |
| <input type="checkbox"/> | 相続に関する委任状      |     | 上記代表者以外の<br>相続人全員の署名捺印       | 上記代表者以外の<br>当行預金取得者全員の署名捺印                  | 上記代表者以外の<br>相続人全員の署名捺印                      | 上記代表者以外の<br>遺産継承者全員の署名捺印  | 不要   |
| <input type="checkbox"/> | 預金通帳・証書・貸金庫鍵等  | —   | 紛失の場合は別途喪失届の手続きが必要な場合があります   |   |   |   |  |

(注1) 取得に必要な書類は別途ご確認ください。お取引内容や被相続人・相続人の状況により「亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本」での対応が可能な場合もあります。

(注2) 遺言書保管法に基づき、遺言書保管所に保管されている遺言書は、検認不要です。

●「遺言書・遺産分割協議書」「戸籍謄本」「印鑑証明書」等は**原本をご持参ください**。コピー取得後、原本はご返却いたします。

●被相続人・相続人の状況により、上記以外の書類が別途必要となる場合がございます。具体的なお手続きについては窓口もしくは相続手続センターにご相談ください。

## 振込手数料について

●相続手続き後、相続預金を肥後銀行の預金口座へお振込みの場合、**振込手数料は無料**です。

## 肥後銀行相続手続きセンターのご案内

相続手続きセンターでは、銀行窓口へ来店せずに、専用フリーダイヤル、郵送、電子メールでのお手続きができます。また、ご自宅のパソコン等からテレビ会議システムを通じて、専門スタッフへ相続のご相談をいただくことも可能です。

|                   |   |
|-------------------|---|
| <p>お電話でのご連絡</p>   | <p>肥後銀行相続手続きセンター</p> <p> <b>0120-1589-13</b></p> <p>受付時間／平日 9:30～16:00 (土日・祝日および12月31日、1月1日～3日を除く)</p> <p>※休日明けや平日の12:00前後は、お電話が集中し、繋がるまでにお時間がかかる場合があります。あらかじめご了承ください。</p> |
| <p>電子メールでのご連絡</p> | <p>肥後銀行相続手続きセンター専用メールアドレス</p> <p>inherit@higobank.co.jp</p>   |

詳しくはホームページにてご確認ください。

肥後銀行 相続の手続き方法

検索



## 【相続関連業務】遺産整理業務のご案内

煩雑な相続に関するお手続きを  
相続人のみなさまに代わってお手伝いします。

このような方に当行の**遺産整理業務**をおすすめします。

- ◆相続の手続きをしている時間がない方、相続に関する手続きが不慣れな方  
相続手続きは限られた期間内に多くの公的書類を必要とするので、諸々の手続きをサポートしてもらいたい
- ◆公正な第三者に关与してもらいたい方  
相続財産の確認・確定にあたって、第三者に关与してもらい、全財産の明細や金額などを財産目録の形ではっきりとおきたい
- ◆遺産分割の方法、分割後の財産運用についてアドバイスが欲しい方  
分割後の財産運用や不動産の有効活用に対してアドバイスが欲しい

### ■「遺産整理業務」の概要



## (参考)相続税について

相続税の申告と納付は、被相続人の死亡日の翌日から10カ月以内に行わなければなりません。相続財産に係る相続税評価額が基礎控除額(3,000万円+600万円×法定相続人の数)を超える場合には、特例制度によって相続税がかからない場合でも、申告の必要があります。

### 相続税額の早見表

※単位:万円(万円未満四捨五入)

| 遺産総額<br>(基礎控除前) | 配偶者あり  |        |        | 配偶者なし  |        |        |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                 | 子供1人   | 子供2人   | 子供3人   | 子供1人   | 子供2人   | 子供3人   |
| 5,000           | 40     | 10     | 0      | 160    | 80     | 20     |
| 6,000           | 90     | 60     | 30     | 310    | 180    | 120    |
| 7,000           | 160    | 113    | 80     | 480    | 320    | 220    |
| 8,000           | 235    | 175    | 137    | 680    | 470    | 330    |
| 9,000           | 310    | 240    | 200    | 920    | 620    | 480    |
| 10,000          | 385    | 315    | 262    | 1,220  | 770    | 630    |
| 15,000          | 920    | 748    | 665    | 2,860  | 1,840  | 1,440  |
| 20,000          | 1,670  | 1,350  | 1,217  | 4,860  | 3,340  | 2,460  |
| 25,000          | 2,460  | 1,985  | 1,800  | 6,930  | 4,920  | 3,960  |
| 30,000          | 3,460  | 2,860  | 2,540  | 9,180  | 6,920  | 5,460  |
| 40,000          | 5,460  | 4,610  | 4,155  | 14,000 | 10,920 | 8,980  |
| 50,000          | 7,605  | 6,555  | 5,962  | 19,000 | 15,210 | 12,980 |
| 80,000          | 14,750 | 13,120 | 12,135 | 34,820 | 29,500 | 25,740 |
| 100,000         | 19,750 | 17,810 | 16,635 | 45,820 | 39,500 | 35,000 |

(注)被相続人の遺産を相続人が法定相続分により相続したものととして算出しています。  
(配偶者がいる場合の配偶者の相続分については、「配偶者の税額軽減の特例」を活用しています。)

## 相続手続き後のご資産について

相続手続き後のご資産について不安なこと等はございませんか？

肥後銀行は、お客さまからお預かりしておりました  
大切なご資産について今後もあらゆるご相談にお応えします。

- 例えば・・・
  - 資産運用** まとまった資金の運用や将来に備えての貯蓄など、お客さまに合わせた資産運用プランをご提案いたします。(投資信託、生命保険、金融商品仲介業等)
  - 相続関連業務** お客さまの大切なご資金を、遺したい人に遺したい形で、確実かつ円滑に継承できるよう、お客さまのお手伝いをいたします。(遺言信託、遺言代用信託、暦年贈与型信託等)

ご相談はお近くの肥後銀行へ